

電子契約に係る事業者向けアンケートの要望事項への回答（令和8年4月28日現在）

※掲載されている内容以外の要望への回答は今後、更新してまいります。

No.	要望内容	回答
1	電子契約導入に係る相談窓口の設置およびトラブル時の支援体制について教えてほしい。	下記URLに「 <u>電子契約サービス等の導入に係る支援体制</u> 」を掲載しておりますので、ご確認ください。 「 http://www.city.utsunomiya.tochigi.supercals.jp/keiyaku_kouji/index.html?page=main27.html 」
2	契約関係書類の作成方法やシステムの操作方法についての講習会を開催してほしい。また、YouTubeでの動画配信をしてほしい。	電子契約サービスの操作方法については、下記URLに令和7年9月17日に開催した説明会の動画を掲載しておりますので、ご確認ください。 「 http://www.city.utsunomiya.tochigi.supercals.jp/keiyaku_kouji/index.html?page=main27.html 」 なお、YouTube上のクラウドサイン公式アカウントに操作方法の説明動画がございますので、あわせてご確認ください。 また、契約関係書類の作成方法について、個別にご案内ができますので、ご希望の場合は窓口へお越しいただくか、下記へご連絡ください。 窓口：契約課工事契約グループ（市役所5階） 電話：028-632-2163～2165
3	手順が分かりやすい資料・契約関係書類記載例をホームページへ掲載してほしい。	電子契約サービスの操作手順については説明会の動画（No.2 URL参照）を、契約関係書類の記載例についてはホームページへ掲載している「競争入札参加者心得」をご確認ください。 「 http://www.city.utsunomiya.tochigi.supercals.jp/keiyaku_kouji/index.html?page=main15.html 」

4	業務フロー・社内規定ひな形の提供支援をしてほしい。	<p>下記，各URL（クラウドサイン公式サイト）にて，制度解説や規程類のひな形を提供しておりますので，ご確認ください。</p> <p>①電子契約運用のための電子署名管理規程とは？ 運用ルールの作成方法やサンプルも紹介 「 https://www.cloudsign.jp/media/20210115-kanrikitei/ 」</p> <p>②電子帳簿保存法対応のための「適正事務処理規程」の作り方 ポイント解説 「 https://www.cloudsign.jp/media/jimusyorikitei/?utm_source=hp&utm_medium=referral&utm_campaign=utsunomiya 」</p>
5	電子契約の真実性確保や適切な保管方法についての支援をしてほしい。	<p>下記URL（クラウドサイン公式サイト）をご確認ください。</p> <p>電子帳簿保存法で定められた契約書の「データ保存」要件とは適法な保管・保存方法を解説 「 https://www.cloudsign.jp/media/20180323-keiyakuhozon1/?utm_source=hp&utm_medium=referral&utm_campaign=utsunomiya 」</p>
6	導入にあたって補助制度があるとよい。	本市との契約締結にあたっては，費用は発生しません。
7	建設工事に係る契約保証金の電子上での収受がしたい。	<p>「日本電子認証株式会社」とサービス契約している保証機関が発行する証書が電子上での収受が可能です。</p> <p>これまでの東日本建設業保証株式会社などが発行する証書に加え，「履行保証保険の証券」及び「公共工事履行保証証券（履行ボンド）」の一部についても電子上での収受が可能となります。</p> <p>（令和8年5月1日以降に契約締結する案件から適用）</p> <p>詳しくは，<u>最新の「契約締結の案内」</u>をご確認ください。</p>

8	メール送付時に暗号化処理をするのにお金がかかってしまう。手間だと感じる。	個人情報保護の観点から暗号化処理をお願いしております。なお、暗号化処理を行うソフトウェアには無料で利用できるものと有料で利用できるものがあります。社内規定をご確認の上、適切なセキュリティレベルに応じた暗号化処理をお願いいたします。
9	契約関係書類を市へ提出した際に受領した旨の連絡が欲しい。	メール送信時に開封確認の設定をお願いいたします。
10	提出書類の削減をしてほしい。 (雇用確認書類など)	事後審査型一般競争入札において、事後審査時と契約締結時に提出を求めていた雇用関係確認書類及び資格確認書類について、事後審査時のみの提出に変更いたします。 (令和8年5月1日以降に契約締結する案件から適用) 詳しくは、 <u>最新の「契約締結の案内」</u> をご確認ください。
11	リサイクル別紙の電子上での対応をしてほしい。	リサイクル別紙の担当課確認印を廃止しますので、担当課での確認をせず、契約課へ直接ご提出ください。なお、必要に応じて工事担当課に記載内容を確認することができます。 (令和8年5月1日以降に契約締結する案件から適用) 詳しくは、 <u>最新の「契約締結の案内」</u> をご確認ください。
12	契約締結までに要する時間が分からず、期限に間に合うか不安	手順等を記載した「契約締結の案内」がありますので、ご確認ください。書類の作成等につきましては、窓口や電話等でサポートが可能です。 窓口：契約課工事契約グループ（市役所5階） 電話：028-632-2163～2165
13	必要なソフトが揃っているか分からない	契約関係書類の作成や電子契約サービスのご利用にあたっては特別なソフトウェアは必要ありません。 契約締結した契約書を閲覧する際には「Adobe Acrobat Reader」が必要です。